

# 山梨県公報

第千三百九十七号

平成十五年

七月七日

月 曜 日

## 目次

### 告示

救急病院の認定	四一五
予防接種の業務を行う医師(二件)	四一五
予防接種の業務の承諾を撤回した医師(二件)	四一六
土地改良区定款変更の認可	四一六
道路の区域変更(二件)	四一六
建築基準法に基づく道路位置指定	四一七
変更後の県営土地改良事業計画書の写しの縦覧	四一七
県営土地改良事業の工事の完了について(二件)	四一七
公告	
平成十五年度行政書士試験の実施	四一七
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出(二件)	四二〇
人事委員会	
口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示方法の一部改正	四二〇
平成十五年度山梨県職員採用初級試験並びに小中学校事務職員及び小中学校栄養職員採用試験の実施	四二一
第六十一回(平成十五年度)警察官A及びB採用試験の実施	四二六
公安委員会	
落札者等の決定について	四三三

## 告示

### 山梨県告示第三百七十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十五年七月七日

山梨県知事 山本 栄彦

### 一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
甲府城南病院	甲府市上町七百五十三番地の一

### 二 認定期間

平成十五年六月三十日から平成十八年六月二十九日まで

### 山梨県告示第三百七十三号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十五年七月七日

山梨県知事 山本 栄彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
沼本 秀樹	東八代郡石和町市部八百九番地一号 医療法人康麗会 山梨峡東病院
山田 創吾	東八代郡石和町市部八百九番地一号 医療法人康麗会 山梨峡東病院
岡本 憲一	東八代郡石和町市部八百九番地一号 医療法人康麗会 山梨峡東病院
貴島 章徳	東八代郡石和町市部八百九番地一号 医療法人康麗会 山梨峡東病院
稲辺 富實代	東八代郡石和町市部八百九番地一号 医療法人康麗会 山梨峡東病院

### 山梨県告示第三百七十四号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十五年七月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
雨宮 秀樹	塩山市上井尻千四百十九番地 あめみや医院

**山梨県告示第三百七十五号**

山梨県内の各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回された。

平成十五年七月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
三枝 芳樹	東八代郡石和町市部八百九十番地一号 石和町立峡東病院
山田 創吾	東八代郡石和町市部八百九十番地一号 石和町立峡東病院
沼本 秀樹	東八代郡石和町市部八百九十番地一号 石和町立峡東病院
奥山 耕一	東八代郡石和町市部八百九十番地一号 石和町立峡東病院

**山梨県告示第三百七十六号**

山梨県内の各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回された。

平成十五年七月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
雨宮 秀樹	塩山市小屋敷千三百九十四番地 雨宮医院

**山梨県告示第三百七十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十五年六月三十日若草土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十五年七月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県告示第三百七十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年七月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年七月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府八代線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲府市青葉町一三七七番の一地先から 甲府市青葉町一三七七番の一地先まで	九・〇 九・八	九・六 九・八		一七・五

**山梨県告示第三百七十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年七月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年七月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 緑ヶ丘運動公園線
- 三 道路の区域

区 間 甲府市緑ヶ丘二丁目二六一番の二地先から 甲府市緑ヶ丘二丁目二六一番の四地先まで	新	旧	旧新 の別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	一四・八 一九・八	一四・八			五・〇

**山梨県告示第三百八十号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年七月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の位置

南アルプス市藤田字丁向六三六番一

二 道路の幅員

六・〇〇メートル

三 道路の延長

五十五・〇〇メートル

**山梨県告示第三百八十一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（巨摩の郷地区県営中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年七月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十五年七月八日から同年八月五日まで

三 縦覧場所

南アルプス市役所及び増穂町役場  
異議申立期間  
平成十五年八月六日から同月二十日まで

**山梨県告示第三百八十二号**

県営土地改良事業（坂の上地区県営ため池等整備事業）の工事は、平成十年七月三十日をもって完了した。

平成十五年七月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県告示第三百八十三号**

県営土地改良事業（大坪地区県営ため池等整備事業）の工事は、平成十年三月三十一日をもって完了した。

平成十五年七月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**公 告**

●平成十五年度行政書士試験の実施

財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。  
平成十五年七月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。

平成十五年七月七日

財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 砂子田 隆

- 1 試験期日 平成15年10月26日(日)午後1時から午後3時30分まで
- 2 試験場所 甲府市酒折二丁目4番5号 山梨学院大学
- 3 試験の科目及び方法
  - (1) 試験科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 40題)	行政書士法(行政書士法施行規則を含む。)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成15年4月1日現在施行されている法令に関し出題します。
一般教養 (出題数 20題)	

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行います。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とします。

4 受験手続

- (1) 受付期間 平成15年8月4日(月)から8月29日(金)まで
- (2) 受付場所 (財)行政書士試験研究センター
- (3) 提出書類 受験願書一式  
 受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。8月29日の消印があるものまで受け付けます。
- (4) 受験手数料 7,000円  
 受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。
- (5) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

ア 郵便配布

- 配布期間 平成15年8月1日(金)から8月22日(金)まで  
 郵送を希望する方は、160円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズの内紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください(8月22日必着のこと)。
- 名 称 (財)行政書士試験研究センター
- 住 所 〒152-8799 目黒郵便局留

イ 備え置き・配布窓口

- 備え置き・配布期間 平成15年8月1日(金)から8月29日(金)まで

○ 備え置き・配布場所

- ・山梨県行政書士会：甲府市丸の内1-9-11山梨県民会館3階  
(土、日を除く午前9時から午後5時まで)
- ・山梨県総務部私学文書課：甲府市丸の内1-6-1
- ・峡中地域振興局企画振興部地域振興課：甲府市丸の内1-6-1
- ・峡東地域振興局企画振興部総務課：塩山市上塩後1239-1東山梨合同庁舎
- ・峡南地域振興局企画振興部総務課：南巨摩郡鯉沢町771-2南巨摩合同庁舎
- ・峡北地域振興局企画振興部総務課：韮崎市本町4-2-4北巨摩合同庁舎
- ・富士北麓・東部地域振興局企画振興部総務課：都留市田原3-3-3南都留合同庁舎

(土、日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(6) 連絡先 (問い合わせ先)

(財) 行政書士試験研究センター

電話番号 03(5725)7460

5 特例措置の実施

身体機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置をとることがありますので、受験申込みに先立って連絡先へ早めにご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成16年1月15日(木) 午前9時

(2) 方 法 (財) 行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。また、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年十一月七日まで縦覧に供する。  
 平成十五年七月七日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山本 栄彦

氏名又は名称	住 所
山梨青果荷受株式会社 代表取締役 社長 遠藤政志	甲府市国母四丁目二番四号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (-) 名称 ファッションセンターしまむら 田富町店  
 (二) 所在地 中巨摩郡田富町西花輪字阿原前二千六百九十八番
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前九時から午後十一時まで	午前九時から午後十時まで

3 変更の年月日

平成十五年六月四日

三 届出年月日

平成十五年六月四日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年十一月七日まで縦覧に供する。

平成十五年七月七日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山本 栄彦

氏名又は名称	住 所
小野興業株式会社 代表取締役 小野良平	甲府市中央一丁目五番四号
中央興業株式会社 代表取締役 小野樹	甲府市中央一丁目五番二号
株式会社穴水商店 代表取締役 穴水正澄	甲府市中央一丁目二番二十二号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (-) 名称 甲府銀座ビル  
 (二) 所在地 甲府市中央一丁目七十一番
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前十時	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時	午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分から午後八時三十分まで	午前八時三十分から午後九時三十分まで

3 変更の年月日

平成十五年六月十八日

三 届出年月日

平成十五年六月十二日

人事委員会

山梨県人事委員会告示第一号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示方法（平成五年山梨県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十五年七月七日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

表警察官採用試験Aの項中「ただし、静岡県を第二志望とし、かつ、静岡県において最終合格した者に係るものを除く。」を削る。

● 平成十五年度山梨県職員採用初級試験並びに小中学校事務職員及び小中学校栄養職員採用試験の実施

平成十五年度山梨県職員採用初級試験並びに小中学校事務職員及び小中学校栄養職員採用試験を次のとおり実施する。

平成十五年七月七日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
初 級	行 政	3名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	警察事務	2名程度	県警察の各機関に勤務し、一般事務に従事する。
	総合土木	1名程度	主として道路、河川、都市計画、治山・林道等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
小中学校事務職員	学校事務	2名程度	県内の公立小中学校に勤務し、一般事務に従事する。
小中学校栄養職員	学校栄養	1名程度	県内の公立小中学校又は共同調理場に勤務し、学校給食に関する専門的業務に従事する。

2 受験資格

(1) 資格及び免許

試験区分	試験職種	資格・免許
初 級	行 政	昭和57年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者
	警察事務	
	総合土木	
小中学校事務職員	学校事務	
小中学校栄養職員	学校栄養	昭和52年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許取得者又は平成16年3月31日までに免許取得見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ①日本国籍を有しない者（「学校栄養」は除く。）
- ②地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)
  - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者



## 3 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	平成15年9月28日(日) (受付時間) 午前8時30分から午前9時まで	山梨学院大学 (甲府市酒折2-4-5)
第2次試験	第1回 平成15年10月15日(水)	甲府市内 (第1次試験合格通知書で指定する。)
	第2回 平成15年11月7日(金)	

## 4 試験方法

区分	試験種目	内容
第1次試験	教養試験 (試験時間120分)	公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。 ・出題数は50題とする。 ・出題分野は別掲のとおりとする。
	専門試験 (試験時間120分)	試験職種に応じた専門的知識、能力等について、択一式による筆記試験を行う。なお、行政、警察事務及び学校事務の試験職種は、専門試験を実施しない。 ・出題数は40題とする。 ・出題分野は別掲のとおりとする。
第2次試験	第1回 作文 (試験時間60分)	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
	第1回 人物試験Ⅰ	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。
	第2回 人物試験Ⅱ	人柄、性向等をみるため、個別面接を行う。
	身体検査	職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、所定の「身体検査書」により検査を行う。
資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。

(別掲) 教養試験・専門試験出題分野

試験種目	試験職種	出題分野
教養試験	全職種共通	知識分野 — 社会科学、人文科学、自然科学等
		知能分野 — 文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈等
専門試験	総合土木	数学・物理・情報技術基礎、土木設計、水理、土質力学、測量、土木計画、土木施工等
	学校栄養	公衆衛生、栄養・臨床栄養、食品・食品衛生、給食管理・調理、栄養指導・教育等

5 合格者の発表

第1次試験合格者	10月3日(金) 【予定】	山梨県庁の掲示板(スクランブル交差点ぎわ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。
最終合格者	11月14日(金) 【予定】	山梨県庁の掲示板(スクランブル交差点ぎわ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、第2次試験受験者全員に試験の結果を書面で通知する。

上記掲示内容(合格者の受験番号)は、掲示後、山梨県ホームページ(<http://www.pref.yamanashi.jp/>)に掲載するが、電話での問い合わせには、応じない。(掲載期間は、掲載後14日間。発表当日は回線が混み合う可能性がある。)

なお、合格発表日【予定】が変更になった場合には、山梨県庁の掲示板及び山梨県ホームページに変更後の合格発表日を掲載する。

6 試験結果の開示

この採用試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第18条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求により次のとおり開示を行う。開示は、受験者本人であることを明らかにする書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、受験番号票等)により確認のうえ、受験者本人に直接行う。

なお、電話、はがき等による請求では、開示しない。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	不合格者	総合得点及び順位	合格発表日から 1月間	人事委員会事務局
第2次試験	受験者			

7 合格から採用まで

合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、任命権者(知事、教育委員会等)が採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年である。

学校栄養にあつては、平成16年3月31日までに資格又は免許を取得できない者は、採用候補者名簿に登載されても採用される資格を失う。

## 8 給 与

試 験 職 種	初 任 給 (円)	そ の 他 手 当
初 級・学校事務 (高 校 卒)	1 4 4, 0 0 0	通勤手当、住居手当、扶養手当、 期末・勤勉手当等が支給要件に 応じて支給される。
学 校 栄 養 (短 大 二 卒)	1 5 8, 7 0 0	

初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがある。

## 9 受 験 手 続

申込方法	申込書及び受験票に必要事項を記入し、人事委員会事務局まで持参するか、又は郵送すること。郵送の場合は、封筒の表に「初級受験」、「学校事務受験」又は「学校栄養受験」と朱書きし、必ず書留郵便にすること。
受付期間	平成15年8月21日(木)から平成15年9月8日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)。郵送の場合は、9月8日までの消印のあるものに限り受け付ける。 受付時間は午前8時30分から午後5時まで
受験票の交付	受験票は、9月18日頃までに到着するよう郵送する。それまでに受験票が到着しない場合は、問い合わせること。 受験票が到着したら、申込み前6ヶ月以内に撮影した写真(タテ6cm、ヨコ5cm、上半身、脱帽正面向きのもの)を受験票にはり、試験当日必ず持参すること。 受験票に写真をはっていない場合は受験できない。
問い合わせ 申 込 先	山梨県人事委員会事務局 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 (県庁別館 3階) Tel.055-223-1821

## 10 そ の 他

- ・複数の試験職種の申し込みはできない。
- ・受付期間終了後の試験職種の変更は認めない。
- ・試験当日、受付時間に受付場所へ遅れた者は受験できない。
- ・試験当日、受験票には写真(上記規格)をはって持参すること。写真のない者は、受験できない。
- ・試験当日、受験票、筆記具及び鉛筆削りを持参すること。(なお、筆記具については、解答を機械で読みとるので、濃さはHBとし、先が細いものやボールペンなどの書き直しのできないものは不可。また、消しゴムも砂消しなど紙を破損する恐れのあるものは不可。)
- ・総合土木及び学校栄養の受験者は、昼食を持参すること。
- ・携帯電話等について、試験中の使用(時計代わりの使用も含む。)は認めない。
- ・大学構内には駐車できないので、電車、バス等を利用すること。

● 第六十一回（平成十五年度）警察官A及びB採用試験の実施  
第六十一回（平成十五年度）警察官A及びB採用試験を次のとおり実施する。  
平成十五年七月七日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

- 警察官A（男性）及び警察官B（男性）の第1次試験は、山梨県が警視庁（東京都）、神奈川県、静岡県と共同で実施する。
- 警察官A（男性）及び警察官B（男性）を受験申込みする際、志望する都県を第2志望まで記入することができる。
- ただし、山梨県以外の都県を第1志望とした場合には、山梨県を第2志望とすることはできない。
- なお、警察官A（男性）及び警察官B（男性）以外の職種を受験しようとする者は、山梨県以外の都県を志望することはできない。
- 第1次試験で第1志望都県に合格した者は、第2志望は考慮されない。
- 受験年齢は、各都県により異なるので、志望都県選択の際には、各都県の受験年齢を確認すること。
- 警察官A（男性）及び警察官B（男性）の第2次試験は、山梨県と他の都県では別に実施する。
- 複数の試験職種・区分を受験することはできない。
- 同一年度内に実施する警察官A採用試験〔（男性）、（男性／武道指導）及び（女性）〕と警察官B採用試験〔（男性）、（男性／武道指導）及び（女性）〕の両方を受験することはできない。
- 受付期間終了後は、試験職種、区分、志望都県及び志望順位の変更はできない。

## 1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	区分	都県名	採用予定人員	職務内容
警察官A（男性）		山梨県	23名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。 なお、警察官A（男性／武道指導）は、上記のほか、警察官に対する柔道又は剣道の技能指導等の業務にも従事する。
		警視庁	3名程度	
		神奈川県	3名程度	
		静岡県	3名程度	
警察官A （男性／武道指導）	柔道	山梨県	2名程度	
	剣道	山梨県	2名程度	
警察官A（女性）		山梨県	2名程度	
警察官B（男性）		山梨県	13名程度	
		警視庁	2名程度	
		神奈川県	2名程度	
		静岡県	2名程度	
警察官B（女性）		山梨県	2名程度	

2 受験資格

(1) 年齢・性別・学歴等

試験職種	区分	都 県 名	年齢及び性別	学 歴
警察官A(男性)		山 梨 県	昭和48年4月2日以降 に生まれた男性	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成16年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者
		神奈川 県		
		静 岡 県		
		警 視 庁	昭和48年9月23日以降 に生まれた男性	
警察官A(男性 ／武道指導)	柔道 剣道	山 梨 県	昭和48年4月2日以降 に生まれた男性	
警察官A(女性)		山 梨 県	昭和48年4月2日以降 に生まれた女性	
警察官B(男性)		山 梨 県	昭和48年4月2日から 昭和61年4月1日まで に生まれた男性	次の者を除く。〈学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成16年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者〉
		神奈川 県		
		静 岡 県		
		警 視 庁	昭和48年9月23日から 昭和61年4月1日まで に生まれた男性	
警察官B(女性)		山 梨 県	昭和48年4月2日から 昭和61年4月1日まで に生まれた女性	

※「これと同等以上の学力があると認める者」については、志望する各都県に直接問い合わせること。

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)
  - ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 警察官A(男性／武道指導)を受験する者については、上記(1)の受験資格のほかに、次のいずれかの要件を必要とする。

- (ア) 柔道については、全日本柔道連盟またはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会及びそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者若しくは財団法人講道館の柔道三段以上の段位を有する者
- (イ) 剣道については、全日本剣道連盟またはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会及びそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者若しくは財団法人全日本剣道連盟の剣道三段以上の段位を有する者
- (ウ)(ア)又は(イ)に掲げる競技会へ出場するための予選会において、当該競技会への出場権を得た者

※「競技会」の例

- ・柔道については、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道選手権大会など
- ・剣道については、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道選手権大会など

なお、詳細については山梨県警察本部警務課まで問い合わせること。

3 受付期間

平成15年7月23日(水)から平成15年8月22日(金)まで  
(郵送の場合は、平成15年8月22日までの消印のあるものに限って受け付ける。)

4 試験日及び場所

(1) 第1次試験

平成15年9月21日(日) (受付時間は、午前8時40分から午前9時まで)  
山梨学院大学(甲府市酒折二丁目4-5)

(2) 第2次試験

区 分	実 施 日	場 所
山 梨 県	第 1 回	平成15年10月10日(金)
	第 2 回	平成15年11月4日(火) ～平成15年11月6日(木) のうち指定する一日
その他の都県	平成15年10月以降	同 上

5 試験の方法

(1) 第1次試験

区 分	内 容
教 養 試 験 (120分)	警察官として必要な一般の知識及び知能について、警察官Aについては大学で、警察官Bについては高等学校で履修した程度の試験を行う。択一式により50題出題する。 (出題分野) 社会・人文・自然・判断推理・数的処理・文章理解・資料解釈等
論文試験(90分)	※警察官A(男性/武道指導)を除く、警察官Aについて実施 理解力、思考力、構成力、表現力等について文章による試験を行う。
作文試験(60分)	※警察官Bについて実施 構成力、表現力等について文章による試験を行う。
実 技 試 験	「警察官A(男性/武道指導)のみ実施」 柔道又は剣道について、武道指導に必要な技能を有するかを実技で試験する。
受験資格等調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査する。

※論文、作文は第1次試験日に実施するが、第2次試験として評価するため、第1次試験合格者のみ採点する。

第1次試験日に論文、作文を受験しなかった場合、教養の採点を行うが、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。

## (2) 第2次試験

警察官A(男性)〔山梨県〕、(男性/武道指導)、(女性)及び警察官B(男性)〔山梨県〕、(女性)について実施

区分	内容
第1回	身体・体力検査 職務遂行上必要な身体的・体力的条件を満たすか否かを検査する。 (検査項目別掲)
	適性検査 警察官として必要な素質や適性について検査する。
第2回	身体検査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて医師により検査する。 (検査項目別掲)
	面接試験 個別面接により、人物についての試験を行う。

山梨県以外の都県においても、試験科目はほとんど同じであるが、詳細については第1次試験合格通知書で示される。

## (3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査する。

(別掲) 身体・体力検査項目

検査項目	基準		
	警察官A(男性)、(男性/武道指導)及び警察官B(男性)	警察官A(女性)及び警察官B(女性)	
身体検査	身長	160cm以上であること。 (警視庁の場合は、概ね160cm以上であること。)	155cm以上であること。
	体重	47kg以上であること。 (警視庁の場合は、概ね48kg以上であること。)	43kg以上であること。
	胸囲	78cm以上であること。(警視庁には基準なし。)	
	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。 (警視庁の場合は、両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも裸眼視力が概ね0.1以上で矯正視力が1.0以上であること。)	
	色覚	正常であること。	
	聴力	正常であること。	
	関節及び五指の運動	職務遂行上支障がないこと。	
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	
体力検査	敏しょう性、瞬発力、筋力、持久力、柔軟性等について検査する。		

※第2次試験(第1回)においては、関節及び五指の運動並びに体力について検査し、その他の項目については第2次試験(第2回)の身体検査において検査する。なお、コンタクトレンズを使用している者は、視力検査にあたり保管ケースを持参すること。



6 合格者の発表

区 分	第1次試験合格者発表	最終合格者発表
山 梨 県	9月26日(金)(予定)に山梨県庁の掲示板(スクランブル交差点ぎわ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。 なお、第1次試験合格発表日が変わった場合は山梨県庁の掲示板に掲示し併せて山梨県のホームページに掲載する。	11月21日(金)(予定)に山梨県庁の掲示板(スクランブル交差点ぎわ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、第2次試験受験者全員に試験の結果を書面で通知する。 なお、第2次試験合格発表日が変わった場合は山梨県庁の掲示板に掲示し併せて山梨県のホームページに掲載する。
その他の都県	山梨県の発表後、合格者にはそれぞれの都県から書面で通知する。	山梨県の発表後、第2次試験受験者全員に試験の結果をそれぞれの都県から書面で通知する。

※ 上記掲示内容(合格者の受験番号)は、掲示後、山梨県ホームページ(<http://www.pref.yamanashi.jp/>)に掲載する(掲載期間は、掲載後14日間。発表当日は回線が混み合う可能性がある)。  
 なお、電話での問い合わせについては、応じていない。  
 また、試験会場周辺において、有料で合格電報等の受付を行っている場合があるが、本県とは一切関係ない。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第18条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。なお、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人であることを明らかにする書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、受験番号票等)を持参のうえ、受験者本人が直接開示場所へ来ること。

区 分	試 験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
山梨県のみを志望した者	第1次試験	不 合 格 者	総合得点及び順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局
	第2次試験	受 験 者			
山梨県と山梨県以外の都県を併せて志望した者	第1次試験	山梨県を第1志望とし、かつ、山梨県において不合格となった者		各都県の最終合格発表日から1月間	

8 合格から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者(警察本部長)からの請求に応じて成績順に提示した者のうちから採用される。なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年である。
- (2) 採用は、原則として平成16年4月1日以降である。
- (3) 採用者は巡査に任命され、警察学校に入校して一定期間の初任教養を受けた後勤務につく。

9 給 与 等

(1) 給料月額 (山梨県の場合) (平成15年4月1日現在)

学 歴	大 学 卒	短 期 大 学 卒	高 等 学 校 卒
初 任 給	204,000円	186,800円	171,200円

(参考) ア 各都県によって給与に若干の差があるので、山梨県以外の初任給については、各都県のパンフレット等を参照すること。

イ 会社、官庁等の経歴のある者は、一定の基準で加算される。

- (2) 諸手当  
 期末・勤勉手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が条件により支給される。
- (3) 被服等  
 勤務に必要な制服、制帽、ワイシャツ、ネクタイ等が支給される。
- (4) 住 宅  
 各地域に独身寮や、職員住宅が整備されている。

10 昇 進 の 道

上級幹部への昇進は、一定の年数を経過した後、昇任試験等により行われ、本人の実力、努力次第で巡查部長、警部補及び警部以上の上級警察官へ昇進できる。

☆ 受 験 手 続

申込方法と受験票交付	持参による場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し捺印のうえ、山梨県警察本部警務課又は県内各警察署に提出すること。受験票は申込みの際に確認のうえ交付する。
	郵送による場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し捺印のうえ、受験票には50円切手をはり、宛て先を明記すること。封筒の表には「警察官A受験」又は「警察官B受験」と朱書きし、山梨県警察本部警務課あてに必ず書留郵便で送ること。受験票は8月29日頃までに到着するように郵送する。それまでに到着しない場合は問い合わせること。
	志望の方法	警察官A(男性)及び警察官B(男性)では、申込書の「第1志望、第2志望を記入する欄」には、山梨県、警視庁、神奈川県、静岡県のほかから第2志望まで記入できる。ただし、「山梨県のみ」、「第1志望、第2志望とも山梨県以外の都県」でも可)。 ただし、山梨県以外の都県を第1志望とした場合には、山梨県を第2志望とすることはできない。なお、第2志望の有無によって合否決定上不利な扱いを受けることはない。
	受験票が交付されたら、申込み前6か月以内に撮影した写真(タテ6cm、ヨコ5cm、上半身、脱帽正面向きのもの)を受験票にはり、試験当日に必ず持参すること。受験票に写真をはってない場合は受験できない。	
● 受付期間	平成15年7月23日(水)から平成15年8月22日(金)まで (土曜日及び日曜日は除くが、県内各警察署では土曜日及び日曜日でも受け付ける。)	
● 受付時間	午前8時30分から午後5時まで (郵送の場合は、平成15年8月22日までの消印のあるもの限り受け付ける。)	

■ 試験に関する問い合わせ先 ■

- ・ 山梨県人事委員会事務局 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 TEL 055-223-1821
- ・ 山梨県警察本部警務課 〒400-8586 甲府市丸の内一丁目6-1 TEL 055-235-2121(内線2632)
- ・ 山梨県内各警察署 0120-314874(フリーダイヤル)

■ そ の 他 ■

- (1) 試験当日、受付時間に受付場所へ遅れた者は受験できない。
- (2) 試験当日は、受験票、筆記具、鉛筆削り及び昼食を持参すること。  
 (なお、筆記具については、解答を機械で読み取るので、濃さはHBとし、先が細いものやボールペンなどの書き直しのできないものは不可。また、消しゴムも砂消しなど紙を破損する恐れのあるものは不可)
- (3) 武道指導の受験者で、剣道の場合は剣道衣、袴、防具及び竹刀、柔道の場合は柔道衣を必ず持参すること。
- (4) 大学の構内には駐車できないので、電車、バス等を利用すること。
- (5) 携帯電話等について、試験中の使用(時計代わりの使用も含む。)は認めない。

## 公安委員会

### ● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年七月七日

山梨県警察本部長 金 山 泰 介

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

K A Iシステム用端末等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部警務部情報管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十五年六月十八日

四 落札者の氏名及び住所

リコーリース株式会社 東京都中央区銀座七丁目十六番三号

五 落札金額

三千百四十七万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日

平成十五年五月一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 株式会社サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番